

都市計画法に基づく開発行為に係る建売住宅等の道路舗装工事に 先行する給水装置工事等施行要綱

(令和7年2月28日決裁)

1 目的

都市計画法に基づく開発行為に係る建売住宅等の建築については、京都市宅地開発要綱の趣旨に沿って、道路舗装工事に先行して給水装置工事（以下「先行工事」という。）を施行することを例外的に認め、当該行為の運営の円滑化を図るものとする。

2 適用範囲

都市計画法に基づく開発行為に係る建売住宅等を対象としかつ、原則として開発行為をしようとする者と建売住宅等を建築しようとする者（以下「開発者等」という。）が同一の場合のみ適用する。

3 法令等の遵守

先行工事の施行については、給水装置並びに開発行為に関する法令、条例、規程、基準等を遵守しなければならない。

4 先行工事の申請等

- (1) 開発者等は、先行工事を施行する場合は、その旨を記載した「給水施設（水道管）設置願書」を京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。
- (2) 先行工事の施行条件は、次の各号に掲げるものとする。
 - ア 給水装置の種類は、専用装置とすること。
 - イ 給水装置は、1区画1装置を基準とし、当該装置に取り付ける給水栓は1栓とすること。
 - ウ 給水装置の引込み位置は、敷地の形状及び建築物の構造を十分考慮し、維持管理が容易に行えるものとする。
 - エ 水道メーターの設置場所は、道路境界より1メートル以内の宅地内に設けられるようにすること。

5 給水装置工事の費用及び加入金等の納付

給水装置工事の費用、加入金及び負担金は、京都市水道事業条例の定めるところにより、その期限内に開発者等の責任において、これを納付しなければならない。

6 先行工事しゅん工後の給水装置の管理について

先行工事しゅん工後の給水装置の管理は、入居者等が決定するまでの間、開発者等の責任において行うものとし、区画変更により、給水装置が不要となった場合は、これを撤去しなければならない。なお、これらに要する費用は、全額開発者等の負担とする。

7 先行工事しゅん工後の給水装置の変更について

先行工事しゅん工後の給水装置の引込み位置等の変更は原則として認められないが、建売住宅等の入居者等の都合でやむを得ず変更が必要となった場合は、入居者等の費用をもって、変更するものとする。

8 水道メーターの設置

水道メーターは、使用者が給水の申込みをした後に設置するものとする。

9 開発者等の任務

開発者等は、建売住宅等を入居者等に譲渡する場合に、7の条件を十分に認識させること。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、先行工事に関し必要な事項は、管理者が定める。